平成３０年（フ）第２９号
長野県塩尻市大門二番町６番14号　津田住宅Ｂ
債務者　折橋　直人
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　秀隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第９５３号
神奈川県海老名市本郷917番地の５　サイレントストーン103
債務者　高橋　　明（旧姓飯塚）
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中道　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９５４号
神奈川県海老名市本郷917番地の５　サイレントストーン103
債務者　井上　弘美
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中道　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２０号
宮崎市大字赤江1216番地10、住民票上の住所福岡市中央区赤坂２丁目２番３号
債務者　川畑　卓也（旧姓石田・芦刈）
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯治　克治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１２１号
宮崎市大字赤江1216番地10、前住所宮崎市川原町１番23号　ポレスターリバービュー川原町602号
債務者　川畑　幸子（旧姓上別府・山尾・坂元・藤田）
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年９月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１５８号
愛知県安城市古井町花田42番地１　ハイステップ花田Ｄ―204
債務者　原口　康汰
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月25日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第９６０号
神奈川県横須賀市久比里１丁目21番１号
債務者　渡邉謙一郎
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥　　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年９月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６８号
愛知県岡崎市美合町字下長根２番地１　養護老人ホーム、前住所愛知県岡崎市上和田町字北屋敷51番地７
債務者　宮地　　登
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　敬子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月９日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年９月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３５号
岩手県大船渡市立根町字下欠１番地７　市営住宅下欠東アパート305号、前住所岩手県大船渡市大船渡町字永沢51番地２　シティハイムながさわ105
債務者　野尻　明宏
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成３０年（フ）第１１５号
静岡県御殿場市新橋1639番地の１　サンパレス201、前住所静岡県駿東郡長泉町中土狩904番地の15　ピューアビル205号
債務者　袴田　　昭
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１４３号
静岡県伊東市松原本町14番17号　ニュースカイビル301号
債務者　山田　崇人
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第４７９号
名古屋市西区花の木２丁目９番６号　ロイヤルヒルズ花の木４Ｃ号
債務者　谷　　正人
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５２１号
愛知県あま市森山道上32番地４、従前の住所愛知県あま市古道赤本田17番地１
債務者　原　　恵美
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２７号
三重県度会郡玉城町宮古1322番地１　ホワイトハイツ　102号
債務者　中森　　剛
1　決定年月日時　平成30年５月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成３０年（フ）第５６７号
埼玉県川口市三ツ和３丁目５番地の５　コーポ三ツ和　１Ｆ、旧住所埼玉県川口市新井町16番２号　さくらコーポ205号
債務者　田村　　聡
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５６８号
埼玉県川口市三ツ和３丁目５番地の５　コーポ三ツ和　１Ｆ、旧住所埼玉県川口市新井町16番２号　さくらコーポ205号
債務者　田村　幸子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係